

入札の注意事項

- 1 代表者等が入札される場合
代表者の本人確認を入札前に行います。
 - (1) 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
 - (2) 持参していない場合、本人確認ができないため入札書を受領できませんのでご注意ください。

 - 2 代理人が入札される場合
代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札前に行います。
なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。
 - (1) 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
 - (2) 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書を受領できませんのでご注意ください。
 - ・代表者若しくは参加申込時の届出のあった者以外が入札権限を行使するとき
（県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く）
 - ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

 - 3 入札書について
 - (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。
 - (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください（税抜）
※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

 - 4 入札内訳書について
入札内訳書は様式例を参考に作成してください。入札書に添付し、提出してください。

 - 5 見積書について
見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。
入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

 - 6 消費税及び地方消費税（相当額）について
入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないでください。
※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。
- 【本人確認書類】下記のうち、どれか1つを持参してください。
- 運転免許証
 - 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
 - 旅券（パスポート）
 - 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - 在留カード・特別永住証明書
 - 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
 - その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの